

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 (拡 充)

(法務省出入国在留管理庁総務課)

項 目 名	特定在留カード等の導入に伴う各種税手続における本人確認書類の拡充								
税 目	所得税等								
要 望 の 内 容	<p>特定在留カード及び特定特別永住者証明書（以下「特定在留カード等」という）の導入を内容とする法改正に伴い、所得税関係の税手続における本人確認書類に係る所要の措置を行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="901 808 1487 976"> <tr> <td data-bbox="901 808 1230 869">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1230 808 1487 869">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 869 1230 929">(制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1230 869 1487 929">(－ 百万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 929 1230 976">(改正増減収額)</td> <td data-bbox="1230 929 1487 976">(－ 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	－ 百万円	(制度自体の減収額)	(－ 百万円)	(改正増減収額)	(－ 百万円)
平年度の減収見込額	－ 百万円								
(制度自体の減収額)	(－ 百万円)								
(改正増減収額)	(－ 百万円)								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>特定在留カード等について、個人番号カードと同様に本人確認書類として取り扱うことにより、税手続に係る在留外国人の負担軽減を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 59 号）（令和 8 年 6 月 20 日までに施行予定）の改正により、特定在留カード等の交付が開始されるところ、税手続における本人確認書類において所要の措置を行う必要がある。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備
		政策の達成目標	特定在留カード等の個人番号カード機能の活用
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	特定在留カード等の交付を受けた在留外国人に適用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	特定在留カード等について、個人番号カードと同様に本人確認書類として取り扱うことにより、税手続きに係る在留外国人の負担軽減につながる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本措置は、税手続きに係る在留外国人の負担軽減に資するものであり、妥当である。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>今年度が初めての要望である。</p>	